

厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和7年10月1日現在)

独立行政法人国立病院機構弘前総合医療センター 院長

I 入院基本料について

当院では、(日勤、夜勤あわせて)入院患者7名に対して1人以上の看護職員を配置しております。また入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。(病棟ごとの内訳を各病棟に掲示しております。)

II 入院診療計画、院内感染予防対策、医療安全管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染予防対策、医療安全管理体制の基準を満たしております。

III 入院時食事療養(I)を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時(夕食については午後6時以降)適温で提供しております。

IV DPC対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する「DPC対象病院」となっております。

V 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療費の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

VI 保険外負担に関する事項

1) 当院では、個室使用料、証明書・診断書などについて、その利用日数等に応じた実績のご負担をお願いしております。

なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接な関連「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費等」の曖昧な名目での費用の徴収は、一切行っておりません。

2) 初診及び再診に係る費用の徴収

他の保険医療機関等からの紹介によらず、当院に直接来院した場合については、初診に係る費用として、内科7,700円(税込)、歯科5,500円(税込)を徴収いたします。また、他の保険医療機関に逆紹介を行ったにもかかわらず、当院を受診した場合については、再診に係る費用として、内科3,300円(税込)、歯科2,090円(税込)を徴収することになります。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関等からの紹介によらず来院した場合は、この限りではありません。この費用は、病院と診療所の機能分担を推進する観点から、自己の選択に係るものとして、初診料を算定する初診に相当する療養部分についてその費用を徴収することができると定められたものです。

3) 180日を超える入院に係る費用の徴収

長期入院(180日を超える入院)されている患者さんの入院基本料の一部(入院料として算定される金額の15%相当額)2,532円を徴収することになります。ただし、患者さんが厚生労働省が別に定める状態にあるときには適用されません。

基本診療料の施設基準等に係る届出

- ◆急性期一般入院料 1
- ◆医療DX推進体制整備加算 5
- ◆総合入院体制加算 2
- ◆救急医療管理加算
- ◆診療録管理体制加算 2
- ◆医師事務作業補助体制加算 1（15対1）
- ◆急性期看護補助体制加算（50対1）
 - └夜間100対1急性期看護補助体制加算
 - └夜間看護体制加算
 - └看護補助体制充実加算 2
- ◆看護職員夜間16対1配置加算 1
- ◆療養環境加算
- ◆重症者等療養環境特別加算（25室25床）
- ◆無菌治療室管理加算 1
- ◆無菌治療室管理加算 2
- ◆栄養サポートチーム加算
- ◆医療安全対策加算 1
 - └医療安全対策地域連携加算 1
- ◆感染対策向上加算 1
 - └指導強化加算
- ◆患者サポート体制充実加算
- ◆褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ◆ハイリスク妊娠管理加算
- ◆ハイリスク分娩管理加算
- ◆後発医薬品使用体制加算 2
- ◆病棟薬剤業務実施加算 1
- ◆データ提出加算 2
- ◆入退院支援加算 1
 - └入院時支援加算 1
- ◆認知症ケア加算 2
- ◆せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ◆地域医療体制確保加算
- ◆ハイケアユニット入院医療管理料 1（4床）
- ◆新生児特定集中治療室管理料 2（3床）
- ◆小児入院医療管理料 3（西4階病棟20床）
- ◆入院時食事療養（I）
 - └食堂加算
- ◆初診料（歯科）の注1に掲げる基準
 - └歯科外来診療安全対策加算 2
 - └歯科外来診療感染対策加算 3
- ◆地域歯科診療支援病院歯科初診料
- ◆地域歯科診療支援病院入院加算

特掲診療料の施設基準等に係る届出（１）

- ◆心臓ペースメーカー指導管理料
 - └遠隔モニタリング加算
- ◆糖尿病合併症管理料
- ◆がん性疼痛緩和指導管理料
- ◆がん患者指導管理料イ
- ◆がん患者指導管理料ロ
- ◆がん患者指導管理料ハ
- ◆がん患者指導管理料ニ
- ◆小児運動器疾患指導管理料
- ◆乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- ◆婦人科特定疾患治療管理料
- ◆一般不妊治療管理料
- ◆二次性骨折予防継続管理料 1
- ◆二次性骨折予防継続管理料 3
- ◆院内トリアージ実施料
- ◆夜間休日救急搬送医学管理料
 - └救急搬送看護体制加算 1
- ◆外来腫瘍化学療法診療料 1
- ◆開放型病院共同指導料（Ⅰ）
- ◆ハイリスク妊産婦共同管理料Ⅰ
- ◆がん治療連携指導料
- ◆ハイリスク妊産婦連携指導料 1
- ◆薬剤管理指導料
- ◆医療機器安全管理料 1
- ◆遺伝学的検査の注 1 に規定する基準
- ◆染色体検査の注 2 に掲げる基準
- ◆BRCA1／2 遺伝子検査
- ◆先天性代謝異常症検査
- ◆HPV 核酸検出及び HPV 核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
- ◆ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 核酸検出を含まない）
- ◆ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）
- ◆検体検査管理加算（Ⅳ）
- ◆胎児心エコー法
- ◆神経学的検査
- ◆小児食物アレルギー負荷検査
- ◆内服・点滴誘発試験
- ◆精密触覚機能検査
- ◆画像診断管理加算 1
- ◆CT 撮影 16 列以上 64 列未満のマルチスライス CT
 - └冠動脈 CT 撮影加算
 - └大腸 CT 撮影加算
- ◆MRI 撮影 1.5 テスラ以上 3 テスラ未満
 - └心臓 MRI 撮影加算
 - └乳房 MRI 撮影加算
- ◆外来化学療法加算 1
- ◆無菌製剤処理料

特掲診療料の施設基準等に係る届出（２）

- ◆心大血管疾患リハビリテーション料Ⅰ
 - └初期加算
 - └急性期リハビリテーション加算
- ◆脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅰ
 - └初期加算
 - └急性期リハビリテーション加算
- ◆運動器リハビリテーション料Ⅰ
 - └初期加算
 - └急性期リハビリテーション加算
- ◆呼吸器リハビリテーション料Ⅰ
 - └初期加算
 - └急性期リハビリテーション加算
- ◆がん患者リハビリテーション料
- ◆甲状腺エタノール局所注入
- ◆組織拡張器による再建手術（乳房の場合）
- ◆緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- ◆椎間板内酵素注入療法
- ◆脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- ◆緑内障手術（水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
- ◆人工骨頭緊急挿入加算
- ◆乳頭乳輪温存乳房切除術
- ◆乳がんセンチネルリンパ節加算
- ◆ペースメーカー移植術／交換術
- ◆大動脈バルーンパンピング法（ＩＡＢＰ法）
- ◆早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ◆膀胱水圧拡張術
- ◆周術期栄養管理実施加算
- ◆輸血管理料Ⅱ
 - └輸血適正使用加算２
- ◆人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ◆胃瘻造設術
- ◆胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ◆麻酔管理料Ⅰ
- ◆高エネルギー放射線治療
- ◆病理診断管理加算２
- ◆悪性腫瘍病理組織標本加算
- ◆口腔病理診断管理加算２
- ◆看護職員処遇改善評価料４８
- ◆外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ◆入院ベースアップ評価料４７
- ◆歯科治療時医療管理料
- ◆クラウン・ブリッジ維持管理料
- ◆ＣＡＤ／ＣＡＭ冠及びＣＡＤ／ＣＡＭインレー
- ◆歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ◆酸素の購入単価